

# 民法成立史一斑(二)

——筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録——

阿部 徹

## 第一部 旧民法関係資料

### 一 人事編關係(承前)

#### 五 民法草案人事編比照<sup>(1)</sup>

##### 第三章

##### 第一節 血屬<sup>(マツ)</sup>及ヒ姻屬<sup>(マツ)</sup>

第二十二條 血屬ノ遠近ハ世數ヲ以テ之ヲ定メ一世ヲ以テ一

親等ト為ス

親等ノ連続スルヲ親系ト為ス彼ヨリ此ニ直降スル者ノ親系

ヲ直系ト云ヒ其直降セスシテ共同ノ始祖ニ出ツル者ノ親系

ヲ傍系ト云フ

直系ヲ分テ尊屬及ヒ卑屬ト為ス尊屬親トハ自己ノ出ツル所ノ血族ヲ云ヒ卑屬親トハ自己ヨリ出スル所ノ血族ヲ云フ(仏第七百三十五條、第七百三十六條、伊第四十九條、第五十條)

儀制令曰、

凡五等親者、父母養父母、夫子養子為一等、祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦、父ノ妾為二等、曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪ノ婦、繼父、同居ノ夫、前妻妾ノ子、夫ノ今ノ妻妾ノ子為三等、高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫ノ兄弟姉妹、兄弟ノ妻妾、再從兄弟姉妹、外祖父母舅姨、兄弟ノ孫從父兄弟ノ子、外甥、曾孫、孫ノ婦、

孫妾、妻妾ノ前夫ノ子為四等、妻妾ノ父母、姑ノ子、舅ノ子、姨ノ子、玄孫、外孫女ノ輩為五等

第二節 養料ノ義務

第二十七條 直系ノ血族ハ正出ト庶出トヲ分タス躬ラ生活スルコト能ハサルトキハ其原由如何ヲ問ハス互相ニ養料ヲ給スル義務ヲ負担ス(仏第二百五條、第二百七條、伊第三百十九條)

戸令曰、

凡鰥寡孤獨貧窮老疾不能自存者(謂六十一以上而無妻為鰥也、五十以上而無夫為寡也、十六以下而無父為孤也、六十一以上而無子為獨也、困於財貨為貧窮也、六十六以上為老也、廢疾為疾也、其八十以上及篤疾者並別給侍故不入此例也)令近親ヲシテ收養一

第四章 婚 姻

第一節 婚姻ヲ為スニ必要ナル条件

第四十條 男子ハ滿十七年女子ハ滿十四年ノ齡ニ至ラサレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス(仏第四百四十四條)

戸令曰、

凡男年十五、女十三以上、聽ニ婚嫁一

第四十一條 配偶者アル者ハ重ネテ婚姻ヲ為スコトヲ得ス(伊第五十六條、仏第四十七條)

戸婚律曰(法曹至要抄所引)、

私ニ娶二人ノ妻一及嫁レ之者徒一年半、妾減ニ一等各離レ之、即自嫁者亦同、仍尚離之

百箇條曰、

一 離別不<sub>レ</sub>遣<sub>サ</sub>後妻を呼ぶもの 所払

但利欲之筋を以之義に候はは家財取上江戶払

一 離別状を取らず他へ嫁候女髪を剃親元へ相返す

但右之取持致候者 過料

一 離別状無之女他<sub>五</sub>縁付候親元 過料

但呼取候男同断

第四十八條 父母共ニ死去シ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサルトキハ父系ノ祖父母ノ許諾ヲ請フ可シ

祖父母其意ヲ異ニスルトキハ祖父ノ許諾ヲ以テ足レリトス

祖父母ノ中一人死去シ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサルトキ

ハ他ノ一人ノ許諾ヲ以テ足レリトス(仏第五百十條)

戸令曰、

凡嫁レ女、皆先由ニ祖父母、父母、伯叔父姑兄弟外祖父母一(謂先由者、皆先由ニ於外祖父母以上諸親一、縦不

ニ悉由ニ者、唯<sub>三</sub>料<sub>三</sub>其違令一、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>更離<sub>レ</sub>之也、祖

父母、父母者、皆主婚之祖父母、父母也、言女之父母、

受<sub>レ</sub>其礼辭<sub>一</sub>、必先由<sub>二</sub>祖父父母等<sub>一</sub>也、伯叔父姑者、父兄曰<sub>二</sub>伯父<sub>一</sub>、父弟云<sub>二</sub>叔父<sub>一</sub>、父姉妹曰<sub>二</sub>姑<sub>一</sub>、次及<sub>二</sub>舅從母從父兄弟(謂母之昆弟、男曰<sub>レ</sub>舅女曰<sub>レ</sub>從母<sub>一</sub>)也、言依<sub>二</sub>上文<sub>一</sub>、先当<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>祖父母等<sub>一</sub>、若並無<sub>二</sub>此親<sub>一</sub>者、乃及<sub>二</sub>舅從母等<sub>一</sub>故曰<sub>二</sub>次及<sub>一</sub>也、若舅、從母、從父兄弟、不<sub>二</sub>同<sub>レ</sub>居共<sub>レ</sub>財(謂同居共財二事相須也)、及無<sub>二</sub>此親<sub>一</sub>者(謂祖父母以下從父兄弟以上並無也)、並任<sub>二</sub>女所<sub>一</sub>欲為<sub>二</sub>婚主<sub>一</sub>

### 第七節 婚姻ノ不成立及ヒ無効ノ請求

第八十五條 人違<sub>二</sub>由<sub>一</sub>リ若クハ心神喪失ノ時為シタル婚姻ハ不成立トス

又身分取扱人ノ立会ナクシテ為シタル婚姻ハ不成立トス婚姻ノ不成立ハ何人ニ限ラス何時ニテモ訴權又抗弁方法ニ依リ之ヲ申立ツルコトヲ得(白第百九十六條)

戸令曰、

凡先姦、後娶為<sub>二</sub>妻妾<sub>一</sub>(謂不<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>礼交<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>姦也、仮令初不<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>主婚<sub>一</sub>和合姦通、後由<sub>二</sub>祖父母等<sub>一</sub>、已聽<sub>二</sub>婚娶<sub>一</sub>、其後姦通事発者、縦会<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>赦<sub>レ</sub>猶亦離<sub>レ</sub>之也)、雖<sub>レ</sub>会赦猶離<sub>レ</sub>之也

按スルニ右ノ文或ハ身分取扱人ノ立会ナクシテ為シタル婚姻ハ不成立トスアルニ当ルベキ歟

民法成立史一斑 (一)

## 第五章 離婚

### 第一節 双方協議ノ離婚

第二百十條 如何ナル場合ニ於テモ離婚スル夫婦ハ第四章第一節ノ規則ニ從ヒ各其父母又ハ尊屬親ノ許諾ヲ得ルコトヲ要ス但シ其死去シ若クハ其意ヲ表スルコト能ハサルトキハ此限ニ在ラス(仏第二百七十八條)

戸令曰、

凡棄<sub>二</sub>妻先由<sub>一</sub>祖父父母<sub>一</sub>、若無<sub>二</sub>祖父父母<sub>一</sub>、夫得<sub>二</sub>自由<sub>一</sub>、(謂自由、猶<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>自專<sub>一</sub>也、即將<sub>二</sub>手書<sub>一</sub>与<sub>レ</sub>之里長造<sub>二</sub>籍<sub>一</sub>帳<sub>一</sub>時令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>国郡<sub>一</sub>掾<sub>二</sub>上<sub>一</sub>條<sub>一</sub>、若無<sub>二</sub>尊屬<sub>一</sub>者、須<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>近親<sub>一</sub>而此條唯<sub>二</sub>拳<sub>一</sub>祖父父母<sub>一</sub>者、文之省略也)

### 第二節 特定原因ノ為メ一方ヨリ為ス離婚

#### 第一款 離婚並ニ不受理ノ原因

第三百十一條 離婚ヲ請求スルヲ得ヘキ原因左ノ如シ

一 姦通又ハ太甚シキ不行跡(仏第二百二十九條、第二百三十條)

二 同居ニ堪ヘサルヘキ暴虐脅迫及ヒ重大ノ侮辱(伊第五百十條、仏第二百三十一條)

三 重罪ノ処刑宣告並ニ窃盜詐欺取財家資分散私印私書偽造及ヒ猥褻ノ罪ニ付重禁錮一年以上ノ処刑宣告(仏第二

## 百三十二條

四 故意ノ棄絶（伊第五百十條）

五 失踪ノ宣言

戸令曰、

凡結婚已定（謂已許レ婚訖也）無レ故三月不レ成、及逃亡一月不レ還若没レ落外蕃一年不レ還（謂若遣レ使不レ歸者、計其応レ帰年更復待二年一也、此条称一年月一者、皆計レ日也）、及犯レ徒罪以上一、女家欲離者聽レ之（謂若ニ本犯徒罪一者、雖レ不ニ身配一亦是、但過失疑罪者非也）、雖ニ已成其夫没レ落外蕃一有レ子五年（謂稱レ子者男女同）無レ子三年不帰及逃亡レ子三年無レ子二年不レ出者、並聽ニ改嫁一

御定書云、

夫家出いたし行衛不ニ相知申一妻外ニ縁組致度旨於願出ハ家出致候月より十ヶ月過候ハハ可縁付旨申渡（寛保四年極追加）

秘聞集

寛政十二年<sup>甲申</sup>年町奉行根岸肥前守様ニ問合 夫妻を捨置出奔仕右妻年若ニ付再縁仕候儀ハ何年を限申儀に御座候哉 阿部播磨守家来加藤瀬左エ門

答書面 夫致出奔捨置候妻夫出奔より十二ヶ月程相立候而再縁之儀親並当人相願候儀に候ハハ不苦儀と存候

民事慣例類聚曰、

離縁ハ舅姑ニ仕ヘテ順ナラサルカ夫ニ貞ナラサルカ兄弟及親戚ニ和セサルカ家風ニ從ハサルカ等ノ件アル時ハ其実況ヲ媒介人ヘ談示離縁ノ取計ヲ頼ム媒介人見聞シテ正実ナルトキハ其情実ヲ実家ヘ議シ離縁ヲ計ル又夫放蕩且不実舅姑不慈兄弟信愛ナラザル等ノ条件アリテ婦並ニ婦人ノ父母ヨリ離縁ヲ欲スルコトアリ

（信濃国埴科郡）

離縁ハ夫婦不熟又ハ父母ノ心ニ合ハサル等ヨリ生スルコトナリ又夫博奕等ノ罪ニテ奴ニ処セラレタル者服役中離縁スルヲ得サレトモ服役年限後ニ至リ多クハ離縁ノ原由トナルコトアリ（陸前国遠田郡）

## 第六章 親子ノ分限

## 第一節 正親子ノ分限

## 第一款 正親子ノ分限ノ証拠

第一百五十一條 前婚ノ解離若クハ夫ノ失踪ヨリ三百日内ニシテ婦ノ再婚ヨリ百八十日後ニ生レタル子ニ関スルトキハ地方裁判所ハ事実ヲ査定シテ其父子ノ分限ヲ定ム可シ 婚姻ノ解離若クハ夫ノ失跡ヨリ百八十日後ニシテ三百日内ニ生レ母及ヒ第三者カ其庶出ト認知シ且ツ其子正出子ノ分限ヲ有セザルトキ亦同シ

貞永式目

一 懷妊後離別男子之事

可付父

第七章 縁組

第二節 縁組ノ法式

第二百十二條 婚姻ニ由ル縁組ハ婚姻ノ公式ニ因テ成立ス

此場合ニ於テハ縁組ニ必要ナル条件ノ欠缺スルヲ原由トシテ婚姻ノ章ニ定ムル規則ニ從ヒ故障ヲ為スコトヲ得

戸令曰、

凡嫁レ女棄レ妻不レ由ニ所由ニ皆不レ成レ婚不レ成レ棄所由後知満三月不レ理皆不レ得更論

按スルニ法文ハ嫁前ノ故障ニシテ令文ハ嫁後ノ故障ナリ異同ヲ見ルヘシ

(付箋) 此条ノ引書ハ不当ナリ

法文ハ縁組ノ未タ成ラサル前ニ於テ規則ニ從テ故障スルヲ得ルト云フ也戸令ノ文ハ既ニ嫁シタル後ノコトヲ云フ也

第二百十三條 婚姻ノ公式ヲ行フ時養親ハ予メ身分取扱人ニ

縁組ヲ為スノ意思ヲ申述ス可シ

身分取扱人ハ養子ト為ル者ニ婚姻及ヒ縁組ヲ承諾スルヤ質問ス可シ

民法成立史一斑(二)

養子ト為ル者ノ婚姻ニ与フル承諾ハ縁組ノ承諾ヲ帶有ス

四季草曰、

結納の事は言入といふ貴殿の息女を妻に申受度候と所望の旨をいひ入るをいふ也又たのみともいふ舅と頼ミ聲と頼む義也古は聲より先使を以て進物を送りて兩方相互に其約束をかたむる也今ハ聲の方より使者をもて進物を送るに舅の方よりは答礼なく進物も送らず古風と大に違へり

(付箋) 此条不適当ナリ

法文ハ養親ト取扱人ノ義務ヲ規定シタルナリ引書ハ言入ト頼ムノ言釈ノコトナリ

第八章 親 權

第一節 父母其子ノ身上ニ有スル權

第二百三十八條 子ハ其成年若クハ自治ニ至ルマテ親權ニ服從ス(仏第三百七十二條)

賦役令曰、

凡孝子順孫義夫節婦志行聞於国郡者申太政官奏聞表其門閭(謂仮如於其門及里門築堆立勝題云孝子門若里也)同籍悉免課役有精誠通感者別加優賞

信玄家法九十九條

一 对父母聊不可不孝事

論語曰、

事父母能竭其力

一 異見之事不可違背事云々

(付箋) 法文ハ親權ノ区域ヲ定メタルモノニテ本邦ニ

テハ親權ハ無量ノモノニテ此ニ比照スヘキモノ

ノ無キコト勿論ナリ

引用ノ文ハ通例ノ孝道ノ事ナレハ此ニ適セス

第二百四十一条 子ハ其服従スル父若クハ母ノ允許ヲ得ルニ

非サレハ父母ノ家若クハ其指定シタル家ヲ去ルコトヲ得ス

(仏第三百七十四条)

若シ此允許ナクシテ子其家ヲ去リタルトキハ父若クハ母ハ

地方裁判所長ニ請願シテ強ヒテ之ヲ帰家セシムルコトヲ得

(伊第二百一十一条)

戸婚律(法曹至要抄引)

祖父母父母在、子孫別レ籍ヲ異スル財ヲ者徒二年(又見ニ

于名例律注ニ)

(付箋) 此条ハ当レル如クナレト猶シカラザルヘシ何

トナレハ法文ノ意ハ前ニ抛ルニ未タ成年若クハ

自治スルニ至ラザル者ノ規定ニシテ戸婚律ノ意

トハ同シカラス

戸令義解曰、

凡新附レ戸皆取レ保証(謂[新]附戸者未レ附二戸籍之

人姓<sup>(ナリ)</sup>新附レ貫也保証者保者保人也証者証人也依レ文

保証須ニ並取レ也所ニ以防レ逃亡詐冒一也)本問元由知レ

非ニ逃亡詐冒一然後聽レ之其先有ニ兩貫者從ニ本國一為レ

定(謂父國為ニ本國一也言父母各別レ國而其子兩處附レ

貫者即從ニ父國一為レ定也)唯大宰部内及三越陸奥石城

石背等国者從ニ見住一為定(謂依令母在ニ閩國一父在ニ他

國一其子從レ母在ニ閩國一者從レ母為レ定是為レ從ニ見住一

為レ定若父在ニ閩國一母在ニ他國一仍復有ニ兩貫一者自

須レ依レ從ニ本國一之法一也)若有ニ兩貫一者從ニ先貫一為

レ定(謂父母各在ニ閩國一仍復有ニ兩貫一者不レ論ニ父國

父國一從ニ先貫一為定也)其於レ法不レ合ニ分析一而因ニ失

郷一分レ貫(謂遺<sup>(イ)</sup>時喪乱流離失郷之類也云々)心合戸

者如之

(付箋) 此条モ法文ノ父母ヲ去ルヲ許ササルコトニハ

適當ナラス

同集解曰(於法不合分析ノ条下)、

讀云謂<sup>(イ)</sup>父祖子孫等不レ可ニ別籍ニ之類一也

第二百四十三条 父若クハ母ハ家内ニ於テ其子ヲ懲戒スルノ

權ヲ有ス但シ過度ノ懲戒ヲ加フルコトヲ得ス

法曹至要抄(上) 殺子孫並家人奴婢事

鬪爭律云、子孫違ニ犯教令一、而祖父母父母毆殺者、徒

一年半、以レ刃殺者、徒二年、故殺者、各加ニ一等一、

即養父母ノ殺者、又加ニ等一、過失殺者、各勿レ論者  
按レ之、祖父母父母有レ所ニ教令一、而子孫違背之時、  
父祖毆殺之者、徒一年半、以レ刃殺者、徒二年又非レ  
違ニ犯教令故殺者、徒二年半也、又養父母者、為ニ情  
疎一易レ遺レ故加ニ等ニ可レ科レ罪也、過失殺者、各不  
レ可レ有ニ其罪一

## 第二節 子ノ財産ノ管理

第二百四十七條 父ハ一般ノ權利行為ニ於テ其未成年ナル子  
ヲ代表シ自己ノ財産ニ於ケル如ク其子ノ財産ヲ管理ス(伊  
第二百二十四條、仏第三百八十九條)

続藩翰譜(越前家)

宗矩云々寛延二年十月廿一日卅七歳にして卒すこれよ  
りさき嗣子の儲せんよしはこひしときもし不祥の事あ  
らむには刑部卿宗尹卿(吉宗ノ事。四子一橋祖)に仰  
付らるへきもやと大御所(有徳公吉宗)にもおほしめ  
ししかと彼卿ハ辞し玉ふ趣のありければ卿の御子の小  
五郎殿をやし玉ふべきむね仰下されて延享四年小五郎  
殿嗣子となり(於義丸殿と改ム)寛延二年十二月七日  
遺領を玉ふ同き廿二日於義丸幼穉なれば家老国政に心  
をつくへし自然心も及はぬ事あらは宗尹卿の御旨を伺  
ふへしと仰下さる云々

民法成立史一斑(一)

按スルニコレ父未成年ノ子ノ財産ヲ管理セシナリ  
第二百五十二条 父其権限内ニ於テ為シタル行為ハ子損失ヲ  
原由トシテ其無効ヲ請求スルコトヲ得ス

父法律ニ定ムル条件ヲ遵守セスシテ為シタル行為ハ当然無  
効トス(伊第二百二十七條)

鬭争律(法曹至要抄ニ引ク)

告祖父母父母者絞

貞永式目

一 敵ニ对于祖父母並父母ニ致シ相論ニ輩事(延応二五

十四信州落合後家尼与子息相論之間被定之事)

右告言之罪、不輕之處、近日間有ニ此事一、教令違

犯之罪科、是重自今以後可ニ停止ニ之、若猶及ニ敵

對ニ者、隨任ニ本條一可レ被レ行レ重科一也

(付箋) 法文ハ父ノ行為ニ就テ損失アリタルトキ其子

カ其損失ヲ無効トシテ第三ノ人ニ對シ要求スル

コトヲ得ザル由ナリ

引書ノ文ハ父母ト相論シ又ハ父母ノ罪条ヲ告言

スルヲ禁スル由ナレハ適當セス意フニ法文ノ請

求ノ文字ヲ父ニ請求スルコトト考ヘタルニ由ル

ナラン

第九章 後見

総則

第二百六十六條 後見ハ未成年者ノ父若クハ母ナル生存者ノ死去ニ依リテ開始ス

父母共ニ存シ若クハ生存者アリト雖モ親權ヲ失ヒ又ハ之行フコト能ハサルトキ亦同シ(白第三百八十五條、仏第三百九十條)

武徳編年集成(卷五十八)

慶長十五庚午年四月中旬池田宮内少輔忠雄ニ淡路ノ國ヲ賜フ是ハ神君ノ御外孫タリ然トモ幼弱故父池田三左衛門輝政相代テ國務ヲ取ル云々

父過失ナラスシテ親權ヲ失ヒタルトキノ後見ナリ

(付箋) 法文ハ後見開始ノコトヲ規定シタルナリ

引書ハ後見ヲシタルコトノ事実ヲ挙ケタルナレ

ハ此ニ適當セズ

藩翰譜(統編卷一上)

左少將兼越前守源綱昌ハ兵部大輔昌親ノ養子実ハ中務大輔昌勝の子なり幼名は仙菊丸寛文八年四月廿三日はしめて見参し延宝三年十一月廿三日元服して御諱の字賜り從四位下侍從兼越前守に任しあくる四年の秋家を継ぐこの時父昌親よはいまた壮なりたれと病痾によりて致仕の事はこふままにゆるされしかよろつ後見して政事沙汰すへしと仰下し綱昌年若かりし故とそ聞

えし云々 理由以上

藩翰譜(統編卷七上)

參議加賀守菅原綱紀ハ少將光高の嫡子なり幼きほとは犬千代丸といふ父の光高左大臣家の御養女にそひ參らせて寛永廿年十一月十六日綱紀をまうけぬ明る正保元年母君御所へ參らせ給ひしに具して初て見は奉るおなしき二年六月十三日父の遺領を給ひ年わつかに三歳なりしかはおほち利常沙汰してよろつ後見せよとて仰下されけり承応三年正月十二日犬千代も御所に參りて元服し正四位下左近衛少將兼加賀守に叙任し御諱字賜りテ綱利と名のる万治元年十月祖父利常卒したれば小松の城を合せ領す云々

父死去ノ後ノ後見ナリ

(付箋) コレラハタダ後見ノコトノミニテ法文ノ開始

ノコトニ用ナシ

第一節 後見人

第二百七十二條 父若クハ母後見人ヲ指定セサリシトキハ当然父系ノ祖父ヲ以テ後見人ト為シ父系ノ祖父之ヲ辭避シ又ハ既ニ死去セシトキハ母系ノ祖父ヲ以テ後見人トス(伊第四百四十四條、白第三百九十二條、仏第四百二條及ヒ第四百四條)



武徳編年集成(卷六十二)

慶長十八年六月廿六日松平左衛門督忠継カ舅森美濃守忠政云々忠継弱年タル間国政ヲ異見スヘキ旨上意有り云々

コレハ母系ノ親ニテ後見セシナリ

第二節 副後見人

第二百七十八條 後見ニハ一名ノ副後見人ヲ付スルコトヲ要

ス此副後見人ハ親族会之ヲ撰定ス(白第三百九十五條、仏

第四百二十條、伊第二百六十條)

徳川氏令条(卷三十五)

寛文十二年子四月三日伊達兵部少輔田村隱岐守評定所

へ被召之被仰渡覺

一 先松平陸奥守儀一門中並家老共依願隱居被仰付之

当陸奥守依為幼少兵部隱岐守後見在家中仕置等家

老共遂相談陸奥守可守立之旨被仰付之処兵部隱岐

守不和畢竟原田甲斐不義之仕合故家中仕置不宜每

年刑罪之族数多有之家中不成安堵儀兵部事ハ前代

之様子乍存知不屈之仕合被思召松平土佐守へ御預

ケ被成隱岐守儀ハ就為病者久々在所へも不參家中

仕置等之儀隨兵部申付之條閉門被仰付之旨御掟之

趣戸田伊賀守申渡之大岡佐渡守渡邊大隅守宮崎助

右衛門列坐

按スルニ田村ハ即副後見人ナリ而シテ其撰定ハ主家即徳川幕府ノ命ニ在リシナリ此条ハ古法ニモ副後見人ノ有リシコトヲ証セシノミ

(付箋) 法文ハ副後見ノ規定ナレハ引書ノ後見ノコ

トハ適セス且此文ハ科罪ノコトニテ後見ノコ

トハ主ニアラサレハカタガタ適當ナラズ

第六節 後見人ノ管理

第三百十七條 後見人ハ第二百四十三條ニ從ヒ未成年者ヲ懲

戒スル權ヲ有ス

未成年者ノ行状ニ付重大ナル不滿アルトキハ後見人ハ親族

会ニ之ヲ通知シ其允許ヲ得タル上第二百四十四條ニ從ヒ未

成年者ヲ処分スルコトヲ得

若シ後見人其權ヲ妄用シ若クハ其義務ヲ怠ルトキハ未成年

者其他總テノ親族会ニ之ヲ申告スルコトヲ得(白第四百三

十五條、伊第四百六十八條、伊第二百七十九條、第二百八

十條)

徳川氏令条

後見人其權ヲ妄用云々二百七十八條參照

(付箋) 前已ニイフ

第十一章 禁治産

第一節 民事上禁治産

第三百六十八條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ハ仮令ヒ時ニ本心ニ復スルコトアルモ治産ヲ禁セラル可シ（白第四百八十七條、仏第四百八十九條、伊第三百二十四條）

戸令曰、

悪疾癲狂ニ支廢兩目盲如此之類皆為篤疾

元祿九戊辰年九月十三日醫師心得方若年寄演達（三條ノ内）

一 病者之面々ハ病氣之様子具ニ可言上事

附病氣ニ而其身鈍氣家業動申儀成兼申程之者ハ是又具ニ言上可仕事（赦令類纂）

（付箋）此文ハ唯病名ノ考証ノミニテ禁治産ノコトナケレハ不用也

令ノ文ハ不課ノ者ヲ挙ケタルニテ徭役ヲ課セザルヲ云フ

赦令ノ文ハ本人譎テ病氣ヲ唱フル時ノコトニテ法文トハ差反對ノ趣ナリ

第三百七十三條 禁治産者ノ所得ハ療治其他本人ノ保養ノ為メニ之ヲ用ユ可シ

其疾病ノ性質ト其資産ノ狀況トニ從ヒ自宅ニ於テ療養セシメ若クハ病院ニ入ラシムルハ親族会之ヲ決ス但シ瘋癲病院

ニ入ラシメ又ハ自宅ニ監置スル手續ハ特別法ヲ以テ之ヲ定ム（白第四百九十二條、仏第五百十條）

戸令曰、

癲、狂（謂癲者、発時仆レ地、吐ニ涎沫一、無レ所覺也、狂者、或妄触欲走、或自高覽（ウツク）称ニ聖神（ハカシ）者也）云々如レ此之類皆為篤疾一

（付箋）コレモ前ト同シク病名ノミナレハ法文ノ比照ニハナラズ

第二節 准禁治産

第三百八十條 心神耗弱者聾啞者生盲者及ヒ浪費者ハ之ヲ保管人ハ配偶者三親等マテノ血族及ヒ尊屬タル姻族ノ請求

ニ依リ地方裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ之ヲ指定ス（白第五百三條、伊第三百三十九條、仏第五百十三條）

戸令曰、

凡一目盲、兩耳聾、手無ニ指一、足無ニ指一、手足無ニ大拇指一、禿瘡無レ髮、久漏、下重、大癭瘻、如此之類、皆為殘疾一、癩、瘰、侏儒、腰背折、一支廢、如レ此之類、皆為廢疾一、惡疾、癲、狂、ニ支廢、兩目盲、如レ此之類、皆為篤疾一

第十二章 戸主及ヒ家族

第三百九十二条 独立シテ一家ヲ成ス者ヲ戸主ト為シ其家内

ニ在ル親族ヲ家族ト為ス

戸主及ヒ家族ノ婦ハ其戸主ノ家族ト為ス

戸令曰、

凡戸主、皆以ニ家長(謂嫡子也、凡繼嗣之道、正嫡相承、雖有ニ伯叔、是為ニ傍觀、故以ニ嫡子ニ為戸主也)為之

第三百九十三条 家族ハ婦及ヒ未成年者ヲ除クノ外分家ヲ為

シ又ハ親屬ニ係ル廃絶家ヲ再興スルコトヲ得

戸令曰、

凡戸内欲ニ析ニ出口ニ為上戸者(謂析分也)、非ニ成レル中

男一、及寡妻妾者、並不レ合レ析、應レ分者、不レ用ニ此

令(謂縱非ニ成中男一及寡妻妾、然猶堪レ為ニ戸主ニ者、

亦合レ聽レ分也)

第四百条 戸主死去ノ後家督相続ヲ為ス者無キトキハ当然絶

家トス

此場合ニ於テ其家族ハ各一家ヲ新立シタルモノト看做ス戸主廃家シ若クハ国民分限喪失シタル場合ニ於テモ亦同シ

喪葬令曰、

凡身喪戸絶、無レ親者(謂戸絶者、戸口皆悉絶尽也、無レ親者、是別戸之内、並無ニ五等以上親ニ者也、即雖レ有

民法成立史一斑(二)

レ親、而非ニ戸令分財色ニ者、不レ可ニ得分ニ、使ニ其當ニ尽功德一、不レ付ニ四隣五保ニ也)、所レ有家人奴婢及宅資、四隣五保共為ニ檢校ニ財物營ニ尽功德一、其家人奴婢者、放為ニ良人一、云々

第十三章 住所

第四百五条 戸主其生計ノ中心ヲ他処ニ定ムルノ意思ヲ以テ其居所ヲ移ストキハ住所ノ變更ヲ生ス

此意思ハ其居住セント欲スル地ノ身分取扱役所ニ為シタル申述ヲ以テ其証トス

民事上禁治産ヲ受ケタル戸主ノ住所ハ後見人本条ノ規則ニ從ヒ之ヲ變更スルコトヲ得

戸令曰、

凡新附レ戸、皆取ニ保証(謂新附レ戸者未レ附ニ戸籍ニ之人始新附レ貫也、保証者、保ハ保人也、証ハ証人也、依レ文須ニ並取ニ也、所ニ以防ニ逃亡詐冒ニ也)、本ニ問元由一、知レ非ニ逃亡詐冒一、然後聽レ之、其先有ニ兩貫一者、從ニ本國ニ為レ定(謂父國為ニ本國ニ也、言父母各別レ國、而其子兩処附レ貫者、即從ニ父國ニ為レ定也)、唯大宰部内、及三越、陸奥、石城、石背等國者、從ニ見住ニ為レ定(謂仮令母在ニ關國一、父在ニ他國一、其子從レ母在ニ關國一者從母為レ定、是為レ從ニ見住ニ為レ定若父在ニ關

寛国、附レ貫安置、云々

#### 第十四章 失踪

##### 第一節 失踪ノ推測

第四百十一条 一個人其住所並ニ居所ヨリ亡失シ若クハ其首

信ヲ絶止シテ其生死ノ分明ナラサルトキハ之ヲ失踪者ト推測ス

失踪ノ推測ハ本人ノ住所ノ地方裁判所ニ之ヲ申訴シテ判決ヲ受ク可シ(仏第四百十二条、伊第二十条、第二十一条)

戸令曰、

凡逃走者、令ニ五保ヨリ追訪、三周不レ獲除レ帳、其地還レ公、未レ還之間ハ、五保及三等以上ノ親、均分シテ佃食シ、租調代輸ス云々

慣例類集曰、

凡ソ失踪者アレハ親類組合ニテ精々尋方ヲ為シ役場ヲ經テ領主ヘ届出レハ月限尋ヲ命セラレ六ヶ月ヲ經テ行方知レサレハ永尋トナリ籍面ニ下札シ置キ一年或ハ三年ヲ過テ除籍スルコト一般ノ通例ナリ

第四百十二条 失踪ノ推測ヲ受ケタル者總括代理人ヲ定メ置

キタルトキハ其代理人ハ失踪ノ推測中本人ノ財産ヲ管理ス但シ裁判所ハ事宜ニ依リ其解任ヲ宣告シ若クハ其後任ヲ指定スルコトヲ得(仏第四百十二条、第四百二十二條、伊第二十

国ニ母在ニ他国ニ仍復有兩貫者、自須レ依テ從ニ本国ニ之法也)、若有ニ兩貫者、從先貫ニ為レ定(義解略ス)、其レ法不レ合ニ分析、而因ニ失郷ニ分貫(義解略ス)応レ合レ戸者、亦如レ之

戸令曰、

凡戸居ニ狭郷、有樂ニ遷ニ就寛(謂既云レ戸即明戸口者、不レ可レ聽レ遷也)、不レ出ニ国境者、於ニ本郡、申牒シ当国処分ス若出ニ国界ニ申レ官待レ報於ニ閑月ニ国郡領<sup>マシ</sup>送付領訖、各申官(謂所送所受国各申官也)

慣例類集曰、

凡ソ他領ヘ戸籍ヲ移シ全家移住スルコト町家ニテハ商業ノ都合ニテ役場ヘ届出レハ送籍ヲ付与シテ其去就ニ任ス農家ニテハ貢租ノ賦課アルニヨリ相統人ヲ立サレハ許ササルコト一般ノ通例ナリ

第四百六条 家族タル者一家ヲ成ストキハ其生計ノ中心ヲ定ムル地ノ身分取扱役所ニ其意見ヲ申述シテ其住所ヲ定ムルコトヲ得

外国人モ本条ノ規則ニ從ヒ其住所ヲ帝国内ニ定ムルコトヲ得

戸令曰、

凡没ニ落外藩(義解略ス)得還、及化外人帰化者、所在国郡、給ニ衣糧ニ具ニ状発ニ飛駈ニ申奏、化外人、於ニ

一条第二項)

戸令曰、

凡戸逃走者云々其地還公未還之間五保及三等以上親均分佃食租調代輸(謂若無地者不可代輸其徭役者縱有地不可代役無其身故也)戸内口逃者同戸代輸六年不護亦除帳地准上法

慣例類集曰、

凡ソ遺留財産アル時ハ其家族ニテ進退シ家族ナケレハ親類ニテ預リ親類ナケレハ役場ニテ監守シ本人除籍トナリシ後相当ノ相続人ヲ撰ヒ付与ス

第二節 失踪ノ宣言

第四百十九條 失踪者代理人ヲ定メ置カサルトキハ滿三ヶ年又其代理人ヲ定メ置キタルトキハ其任期ノ長短ヲ問ハス滿六ヶ年ニ至ルモ其生死ノ音信ヲ得サルニ於テハ失踪者ノ死去ニ発起スル權利ヲ其財産上ニ有スル者ハ住所ノ地方裁判所ニ失踪ノ宣言ヲ請求スルコトヲ得(仏第三百十五條、第二十一條、伊第二十二條)

慣例類集曰、

凡ソ失踪者アレハ親類組合ニテ精々尋方ヲ為シ役場ヲ經テ領主ヘ届出レハ月限尋ヲ命セラレ六箇月ヲ過キテ行方知レサレハ永尋トナリ籍面ニ下札シ置キ一年或ハ

民法成立史一斑(二)

三年ヲ過テ除籍スルコト一般ノ通例ナリ

(付箋)

此文ハ上ニ出タリ且此ニハ不適當ナリ法文ハ死去ニ発起スル權利ヲ其財産上ニ有スル者ノ為ニ立タル文也

第三節 失踪宣言ノ効果

第四百二十六條 若シ失踪者現出シ又ハ音信ヲ与フルトキハ失踪宣言ノ效果ハ即時ニ止息ス(仏第三百三十一條、伊第十三條)

失踪者ハ其財産ヲ現状ノ儘ニテ回復シ又占有者カ其処置行為ニ因テ不当ニ利益シタルモノヲ取還スコトヲ得(仏第三百二十八條、第三百二十二條、伊第三十九條)

慣例類集曰、

凡ソ犯罪ナキ失踪者除籍前帰来スレハ其儘帰住自由ナレトモ除籍後帰来スルトキハ親類ヨリ官ヘ願出テ官ニ於テ一応呵責ノ上帰籍ヲ赦スコト一般ノ通例ナリ

(付箋) 本文第一項ハ失踪宣告ノ止息ノコト第二項ハ財産回復ノコトヲ規定シタルモノナレハ引用ノ文ハ不適當也

第十五章 身分証書

第一節 総則

第四百三十七條 身分証書ノ簿冊ハ一箇又ハ數箇ヲ設備シ出生婚姻縁組及ヒ死去ノ証書ニ付テハ正本二冊ヲ調製シ其他種々ノ証書ニ付テハ正本一冊ヲ調製ス可シ（仏第四十條、蘭第十四條）

寛政二<sup>甲戌</sup>年十二月廿九日分限書書式ノ達（御書付部類分御触書）

大目付<sup>五</sup>

一 万石以上官位名改隠居家督国替高增高減御役出退役病死遺領嫡子除次男嫡子養子被仰付候類右相濟候翌日迄二分限帳掛り大目付<sup>五</sup>可被相届候万石以下之面々も右ニ准し可被届候

但隠居嫡子違交有之節も可被届候

一 諸向組支配之者出役仮役書付渡御役替御番入被仰付候節病氣忌中等ニ而出勤之上頭宅ニ而申渡其外御咎ニ而断絶いたし候もの又者高減或ハ跡目不被仰付出奔永尋ニ相成御宛行上り候類も右相濟候翌日迄二分限帳掛り大目付<sup>五</sup>可被届候

一 諸向分限帳明細書区々候間以來認方並取扱等之儀

掛り大目付より委細可申達候間可被談候

右之趣向々<sup>五</sup>可被相達候

十二月

同上ニ付大目付ヨリ諸向<sup>五</sup>達ノ内

一 諸向より差出候短冊明細書認方区々候間以來ハ脇書ニ初而御目見並家督被仰付候年月日より当时之勤迄委細被認居屋敷所附も可被認候其外之儀者前々認被差出候通可被相認候

但分限帳<sup>五</sup>張付候短冊も右同様可被認候

一 是迄分限帳ニ而被差出候向者来正月よりハ新規二分限帳相仕立扣帳耆冊相添可被差出候其後違交有之節ハ別ニ帳面耆冊相仕立置引替可有之候明細書計ニ而被差出候向も是又来正月より一役限り各順之通帳面ニ張付扣共式冊差出被置違交有之節者別ニ帳面耆冊相仕立置帳面ニ而引替可有之候引替方之儀者同様とも毎月朔日より十五日迄之増減相改十六日四ツ時迄ニ引替可有之候十六日より晦日迄之増減ハ翌月朔日四ツ時迄ニ引替可有之候増減無之節者引替ニ不及候尤其段可被相届候（此条ハ身分証書四百五十條及四百五十二條ニ関係アリ）

第四百四十五條 身分取扱役所ニハ身分証書ノ外別ニ戸籍ヲ

設備シ身分証書ニ拠り各戸ヲ区別シ戸主家族ヲ編録シ其統

柄ヲ簡明ニ記載ス可シ但シ其編録ノ方法ハ特別法ノ定ムル

所ニ從フ

戸令曰、

凡造ニ計帳ニ毎年六月廿日以前、京国官司實ニ所部手実

一(謂手実者戸頭所造之帳、其戸籍亦責手実也)、具注ニ家口年紀(謂年紀猶ニ五年歳也)若全戸不在レ在郷者(義解略ス)即依ニ旧籍ニ転写、並頭不在レ在所由ニ、取訖、依レ式造レ帳(義解略ス)連署、八月廿日以前、申ニ送太政官一(義解略ス)

戸令曰、

凡戸籍、六年一造、起ニ十一月上旬一、依レ式勘造里別為レ巻惣写ニ三通一其縫皆注ニ其国其郡其里其年籍、五月廿日內訖、二通申ニ送太政官一一通留レ国、云々

第四百四十六條 身分証書ノ簿冊ハ公用罫紙ヲ以テ調製シ其記載ヲ為ス前ニ地方裁判所長若クハ其代理裁判所之ヲ檢閱シ其紙數ヲ表紙ノ裏面ニ掲記シ之ニ官氏名ヲ署シ官印ヲ捺シ初葉ト末葉トニ記号ヲ附シ且ツ每葉ノ綴目ニ契印ヲ捺ス可シ(仏第四十一條)

慶応三丁卯年八月十六日諸願伺届及評議書用紙ノ達(御書付留)

諸向より差出候諸願伺届等料紙之儀是迄半切紙ニ認差出候処以来長文に相成候分ハ勘弁いたし美濃紙帳に相仕立候様可致向々評議書之儀も有之却而不都合ニ付長文ニ無之分者前々之通半切紙ニ相認格別長文ニ相成候分ハ美濃紙ニ不及半紙帳ニ仕立差出候様可被致候評議書之儀も同様可被心得候

民法成立史一斑(一)

用紙書式ノ事ハ安政文久ノ兩年ニモ達アリサレト必要ニモアラサレハ左ニ只ソノ一條ヲ挙クルノミ

(付箋) 以下ノ文(右の引用文)ハ此ニハ不用ナリ除クヘシ

第四百五十一條 地方裁判所ノ檢事ハ身分証書ノ簿冊ノ設備ヲ監督シ常ニ其整頓ニ注意シ其領收シタル簿冊並ニ附添書類ヲ檢査シ書記ノ立会ニテ其結果ヲ記シ之ニ認印シテ其裁判所ノ書記局ニ保藏セシム可シ(仏第五十三條、伊第三百六十五條、白第六十二條)

檢事若シ身分証書ニ付犯則アルコトヲ発見シタルトキハ其裁判所ニ相当ノ処分ヲ請求ス可シ

戸令曰、

凡戸籍云々ニ通申ニ送太政官一通留国云々其籍至レ官、並即先納後勘(謂先納中務民部後更勘檢也)若有ニ増減隱没(謂増減者年紀不依実也、隱者、脱籍不上也、没者詐生注死也)、不レ同一、随状下推、国承錯失即於ニ省籍ニ具注事由(謂失錯之由、具注ニ省籍ニ也)、国亦注ニ帳籍(謂帳者計帳也、籍者戸籍也)

右ノ条ハ次条即チ四百五十二條ニモ關係アリ(付箋) 此文ハ本条ニ關係ナシ

第二節 出生証書

第四百六十条 出生アリタルトキハ届出人ハ分娩ヨリ十日内ニ証人一名ヲ同伴シ其所ノ身分取扱人ニ申述ヲ為ス可シ  
 (仏第五十五条、伊第三百七十一条)

身分取扱人ハ必要ト思料スルトキハ医師ヲ派遣シ又ハ躬ヲ其子ヲ臨視スルコトヲ得

慣例類集曰、

人家出産アレハ直ニ口上ニテ役場へ届ルモアリ或ハ翌年人口調査ノ時ニ至リ届ルモアリテ其例一定セスト云へトモ之ヲ要スルニ一年内ニ籍面ニ上ルコト一般ノ通例ナリ

今按ルニ旧幕ノ時ハ国ニヨリ三歳頃マテ無届ニテ置キタル所モアリ又武家ニテハ七八歳頃ニ至リテ始テ届ケ出ルコトモアリシナリ之ヲ丈夫届トイフ

第四百六十三条 出生証書ニハ出生ノ年月日時場所子ノ男女其子ニ命シタル名及其父母申述人証人ヲ記載ス可シ(仏第五十七条、伊第三百七十四条)

若シ双児以上ノ分娩ニ係ルトキハ其出生ノ前後ヲ記ス可シ  
 双児以上分娩ノ時ハ或ハ乳母を賜ひ或ハ米金を賜ふこと歴代ノ史上に見えたり

慣例類集曰、

若シ三子出産スル時ハ速ニ届出テ町会所ヨリハ其筋ヲ経テ官へ上申シ官ニ於テ相違ナキヤ否ヲ認メ年齢十五

歳マテ扶持米ヲ与ル法ナリ(加賀国石川郡、駿河国志太郡、益頭郡。コノ他諸国ニ其例ナリ)

同書曰、

二タ子アルトキハ一子ハ必ス潰シテ養育セサル旧習ナリ(駿河国安倍郡)

第四百六十六条 棄児ヲ発見シタル者ハ其児並ニ附属シタル衣服其他ノ物品ヲ其所ノ身分取扱人ニ差出シ且ツ発見ノ場所日時其他ノ景況ヲ申述ス可シ(仏第五十八条)

身分取扱人ハ調書ヲ作り其児ヲ貌閲シタル年齢其男女其児ニ命シタル氏名及ヒ其児ヲ引渡ス所ノ育児院若クハ之ヲ引受ケ養育スル者ノ氏名年齢族称職業住所又ハ居所ヲ記入シ其調書ヲ身分証書ノ簿冊ニ記載ス可シ

法曹至要抄曰、

左京式云凡京中路辺病人孤子者、仰ニ九ヶ条令ニ其所レ見所レ遇随レ便必令レ捨ニ送於施薬院及東西悲田院

(付箋) 本文簿冊ニ記載ノコト眼目ナリ故ニ引用ノ文ハ不適当也

第四百六十七条 出生証書ヲ作ラサル前ニ其生レタル子又ハ発見シタル棄児死去シタルトキハ生レタル子ニ付テハ医師ノ診断書又棄児ニ付テハ保安官ノ檢視調書ヲ身分取扱人ニ差出シ申述ヲ為ス可シ身分取扱人ハ死去証書ノ簿冊ニ其申述ノミヲ記載ス可シ(伊第三百七十四条末項)



政事要略

清和貞觀九年三月七日右小史大春日安永仰云、右少弁藤原朝臣才業伝宣、右大臣宣、京中ノ諸人捨男兒於道路頭、遂為犬馬見害喫、是即職吏之不<sub>レ</sub>治人民之不仁、宣下檢非違使毎見此事、召<sub>二</sub>当条令寺長等<sub>一</sub>、事加<sub>二</sub>勸当<sub>一</sub>、当俾<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>居施薬院<sub>一</sub>準<sub>二</sub>其状<sub>一</sub>必申上<sub>レ</sub>官者

(付箋) 此ニ引タル文毛棄兒ヲ禁止シ又ハ養育スルノ事ニシテ証書ノコトニ關係ナシ

第五節 死去証書

第四百八十二条 遺骸ハ身分取扱人ノ認許証ヲ得ルニ非サレハ之ヲ葬送スルコトヲ得ス(伊第三百八十五条)

身分取扱人ハ死去後二十四時ヲ過クルニ非サレハ葬送ノ認許証ヲ与<sub>レ</sub>フ可カラス且ツ必要ト思料スルトキハ死者ノ形状ヲ臨視シ又ハ医師ヲ派遣スルコトヲ得但シ衛生取締<sub>レ</sub>為<sub>メ</sub>特別ノ規則アル場合ハ此限ニ在ラス

慣例類集曰、

葬埋ノ時間ハ貧富ニ因テ日数定リナシト云ヘトモ大抵旧曆二十四時或ハ死去ノ翌日葬送シ云々

第四百八十三条 変死又ハ変死ト思料ス可キ模様アルトキハ保安官医師ノ立会ヲ以テ死体ノ形状及ヒ之ニ関スル諸般ノ

民法成立史一斑(二)

景況ト死者ノ男女氏名年齢族称職業住所及ヒ居所トヲ検査シ且ツ届出人証人ノ氏名年齢族称職業住所ヲ併セテ調査作り之ヲ其所ノ身分取扱人ニ報告シ身分取扱人ハ其調査ニ拠リ直チニ死去証書ヲ作ル可シ(仏第八十一条)

慣例類集曰、

変死ト認ムル時ハ血属及ヒ組合保証スルニアラサレハ葬儀取行ハサルヲ例トス(信濃国更科郡)

同書曰、

変死ノ聞エアル時ハ名主或ハ寺ヨリ見届クルコトモアルナリ(越後国蒲原郡)

注(一) 一三行罫紙使用、手書きの文書。福島正夫教授は、

木村正辞(判事兼太政官権少書記官。民法編纂局第三課分任員)の編集と推定している(同編「穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業」(昭和四二年 民法成立過程研究会。同編「穂積陳重立法關係文書の研究」(平成元年 信山社)収録)四七頁)。作成時期等是不明。

条文が連続していないが、罫紙はさしあたり条文ごと<sub>二</sub>に改められている。引用が適当でない箇所には欄外に「付箋」と朱記され、後の行間余白にその旨の記載がある。

なお、引用文中の変体がなを普通のかな文字に改めたほか、文献の引用法や注のつけ方など、体裁を多少整えた。漢文中の訓点や読点（すべて朱書されている）には疑問のもの、ないし中途半端なものが少なくないし、引用文そのものにも誤記が散見されるが、あえて手を加えなかった。

## 六 民法草案人事編（略）

〔法例（一）〜三五条）および人事編（一）〜五一〇条）の案文。わずかながら立法例の引用もある。活字本。目次四丁、本文一〇一丁。作成時期等は不明。表紙右上に「旧草案」と墨書されている（資料八参照）。資料七中に右の案文が含まれている。法務大臣官房司法法制調査部監修『民法草案人事編（元）（日本近代立法資料叢書16）』（平成元年 商事法務研究会）収録の条文も右と同じであるが、誤植と思われるものも含めて、表現上、若干の相違がある。引用例は本資料のほうが詳細。

## 七 民法草案人事編理由書（上）（下）（略）

〔法例（一）〜三五条）および人事編（一）〜五一〇条）（資料六）の理由書。印刷形式も資料六と同じ。六分冊をまとめて製本したものらしく、通し頁になっていない。上巻（法例および民法一九五条まで）は計二三〇丁、下巻（一九六条以下）は

計一七九丁。それぞれに目次（各三丁）および正誤表が付いている。作成時期は不明。起稿者（いずれも法律取調報告委員）および担当箇所は次のとおり。

熊野 敏三（法例一条〜民法二六五条、四〇二条〜四三五条）

光妙寺三郎（二六六条〜三九一条）

黒田 綱彦（三九二条〜四〇一条）

高野 眞遜（四三六条〜五一〇条）

石井良助編『明治文化資料叢書 第三巻 法律編（上）』（昭和三四年 風間書房）に全文が収録されている。

## 八 民法人事編（略）

〔人事編（一）〜四二条）の案文。立法例の引用はない。印刷形式は資料六、七と同じ。目次四丁、本文一〇一丁。表紙右上に「新草案」と墨書されている。明治二三年五月に元老院に提出された案と同一内容。条文は、石井良助編『明治文化資料叢書 第三巻 法律編（下）』（昭和三五年 風間書房）二四一頁以下、石井良助『民法典の編纂』（昭和五四年 創文社）二三七頁以下に収録されている。）

## 二 財産編關係

### 九 明治十年 民法草案(II) (略)

〔いわゆる「明治一十年民法草案」の一部。本資料については、資料一注(1)(二五号三〇一頁)参照。第二編「財産及ヒ財産所有權ノ種類」(四七一〜六二五条)は、明治九年一月二四日起草、同年二月一三日竣工となつてゐる。〕

### 一〇 立法史資料 民法編纂局書類<sup>(1)</sup>

#### 第二篇 財産

#### 前置条例 財産及ヒ物ノ類別

第一条 財産ハ、各人・合会・国・州・邑、又ハ公ケ乃建設所ノ家産ヲ、組成スル權利ナリ、

此權利ニ、二箇ノ種類有リ、物權・人權「是レナリ」、

〔原註〕何レノ国ノ律法ニモ、財産ハ即チ權利ナリトイフ意ハ未タ明示シタルモノアラザレトモ財産ノ權利ナルコトハ疑ヲ容ルヘキコトニアラス如何トナレハ世人常ニイフ某物ハ己レノ有ナリト(有ハ原語ニアパルチャントイフアパルチャンハ本ト属スルノ意ナレトモ茲ニテハ其物ノ吾ニ在リテ吾之ヲ所持スルコトヲイフ故ニ有ト訳ス)然レトモ是レ正當ナル語ニアラス己レノ有スルモノハ物ニハアラスシテ其物ヲ所有ス

ルノ權利即チ物權ナリ又某物ハ己レニ屬スト(屬スハ原語ニヂュトイフヂュハ還付スヘキノ意ナリ茲ニテハ物ハ彼レニ在レトモ我レニ屬シテ我カ取ルヘキ物ナルコトヲイフ故ニ屬スト訳ス)然レトモ未タ其物ハ己レノ財産ニハアラスシテ尚ホ己レニ對スル義務者ノ所有物ナリ其己レカ有トナリテ己レノ財産タルモノハ其物ヲ要求スルノ權利ニシテ債主權即チ人權ナリ

〔増註〕財産ハ原註ニイヘルカ如ク權利ニシテ仏語ニ之レヲビアントイフビアンハ幸福ナラシムルノ義ナリ、之レヲ転シテ財産トスルハ財産ハ人ノ由テ生活<sup>(Viv)</sup>為ス所ノモノニシテ即チ人ヲシテ幸福ヲ得シムルモノナレハナリ、家産ハ仏語ニ之レヲパトリモアヌトイヒ父母ヨリ伝承シタル財産ノ義ナリト雖モ、今パトリモアヌヲ以テ財産ノ總稱ト為スナリ故ニ第一条ニ之レヲ訳シテ家産トイヘリ、家産ハ即チ挙家一切ノ財産ヲ謂フナリ、財産ハ家産ヲ成ス所ノモノニシテ家産ハ財産ノ集合セシモノナリ故ニ家産ハ財産即チ權利ノ集合セシモノナレハ家産モ亦悉ク權利ナルコト明カナリ、然レトモ能ク注意シテ會得スヘキコトアリ、其語殆ト相似テ其実大ニ異なるモノアリ例ヘハ財産・家産・動産・不動産ノ類是レナリ皆産ノ字アルヲ以テ又皆權利中ノ細別ノ如クナレトモ其權利ニ係ルハ財産・家産ノミナリ、動産ハ仏語ニ或ハムーブルトイヒ、或ハモビリエトイヒテ皆權

利ノ基礎タルヘキ有体ノ物件ナリ、又不動産ハ仏語ニアン  
ムープル又ハアンモビリエトイヒテ是レ亦權利ノ基礎タル  
有体ノ物件ナリ、如此ク一ハ無形ノ權利ニシテ一ハ有形ノ  
物体ナレハ固ヨリ混スヘキニ非スト雖モ皆其訳語ニハ産ノ  
字アルヲ以テ遂ニ其識別ニ困シムニ至ルヘシ、仏国民法ニ  
モ此別ヲ明カニセサリシカ故ニ其第五百十六條・第五百二  
十六條等ヲ参照スルトキハ前後錯雜シテ其帰著スル所ヲ知  
ラス、故ニ我民法第一条ニ於テ財産ハ即チ權利ナルコトヲ  
明言セリ、然ルヲ財産・家産・動産・不動産等其語ノ相似  
タルヲ以テ若シ之レカ区別ヲ為ササルトキハ立法官ノ注意  
モ終ニ水泡ニ屬スヘキナリ

注(一) 民法編纂局用箋(一三行野紙)使用、手書き。起家  
者等は不明。第一葉(ただし一〇行野紙)に、次のよう  
に墨書されている。

明治十七年五月

總裁

委員

民法註解編纂御命候ニ付右体裁別紙之通り相完了後  
右ニテ編纂仕候而可然や仰高批

本資料には、採録した文章の下書きと思われるものも  
併せて綴じ込まれているが、これは省略した。なお、カッ  
コ内は資料では割二行の形で書かれている。

## 一 立法資料 司法省民法編纂局 民法解

### 民法解 第一稿

#### 第二篇 財

(注) 天地の間に現ゆる物形あるも形なきも皆これを物とい  
ふその物を人か所持すれハこれを財といふなり例ヘハ  
野に住む馬ハ天地の間の一つの物なり人が捕へて所持  
すれハこれを財といふのたぐひなり

#### 前加規則

(解) 規則とハ掟なり此財篇のはしめに之れを書き加へ財の  
大略を知らせるなり

財及ひ物の区別(財と物との分ちを知らせる)

第一条 有形人又ハ無形人の家産を組成する財に二種あり則  
ち物権及ひ人権是れなり

(解) 有形人とハ形ある人といふことにて通例の人をいふ無  
形人とハ形なき人といふことにて日本全国又ハ府県や  
会社などの形なけれども全く人と同し働きを備へたる  
ものをいふなり

さてこの形ある人又ハ形なき人の身代を組立て拵ゆる  
働き(即ちこの働か其人に取りてハ財なり)に二ツ通り  
あり即ち物権といひ人権といふなり○物権とハ相手ハ  
誰彼に拘ハらず品物を自由に致さるるをいふ○人権と  
ハ指し定めたる人に向ひ品物を自身へ仕送らせ又其人

に事を致させ又ハ事をするを止めさせることの自由  
に致さるるをいふなり

第二条 直接に物の上に行ひ且つ各人に対抗す可き物權に主

たる者あり従たる者あり

(解)物權とハしかに品物に付き自身の自由に致され又その  
相手ハ誰彼によらず張り合ふことの致さるるをいふな  
りこの品物に付き自由に致さるるに付二ツの分ちあり  
一ツにハ主たる物權とて外によらず独り成り立つもの  
あり例へハ自身か隣家の持地面を自由に通るへき筋あ  
り然るに隣家にてハ其通ることを止めんと数万円の金  
子を出すとも自身が納得せねハ相替らす其地面を通る  
ことか致さるるたくひなり

二ツにハ従たる物權とて外によりて成り立つものあり  
例へハ質置人が金子を返済すれハ質取人ハ先きに取り  
置きたる質物を取押へるなどの自由が致されぬことに  
なるなりそこで質取人ハ貸金あるがために其引当の品  
物を自由に致さるる類なりこの質物にハ外に重立たる  
貸金あるたくひなり

主たる物權とハ左の如し

第一 完全又ハ支分の所有權

第二 使用収実權有限ノ使用収実權有限ノ住居權

第三 賃借の權長期賃借の權及び土地の表面使用の權

民法成立史一斑 (二)

第四 土地の權

第五 保有の權

是等の權利を本篇第一部の主眼とす

(註)主たる物權とて相手ハ誰彼によらずぢかに品物を自由  
に致さるることが外によらず独り成り立者とハ

第一 所有權とて品物を自身に所持して自由に致さる  
るをいふさてこの自由に致すに三ツの分ちあり一つ  
にハ其品を遣ひ用ゆるなり二ツにハ其品より出来る  
得分を取るなり三ツにハ其品を捨又ハ売渡し讓渡な  
との致さるるなり此三ツの事を一人にて致さるるを  
完全の所有權とて其品惣体を所持し自由に致さるる  
というなり若し此三ツの内後の一ツハ品物を捨又ハ  
売渡し讓渡しの致さるることにてこれは所持人より  
外の人へ貸渡さるるものにあらず前の二ツの内を一  
ツ又ハ二ツともに人に貸し渡せハ其貸し主の方も借  
り主の方も其品を自由に致される小分け丈ケを所持  
せる訣なりこれを支分の所有權といふなり

第二 外の人所持品を自身が自由に遣ひ用ゐらるる  
を使用權と云ふこれハ其品より出来る得分を取らず  
して只遣ひ用ゆる丈なり例へハ馬にハ乗り或ハ車を  
挽かせ家にハ住居し田畑にハ遊び歩行たくひなり且  
持運びのなる品なれハ只その品を遣ひ用ふるばかり

なれとも田畑庭前などハ錠に於て其遣ひ用ふる人に許して果物などの出来品を其人の遣ひ用ひ或ハ同居の親類のもの入用だけ取らせるなり

双方約束の上外の人の所持品より出来る得分を自身へ取るを取実権といふさて其品より出来る得分に三つの差別あり一にハ天然自然の出来品として山林の樹木又ハ鉱物として未だ吹分けぬあらかね又玉の細工を加へぬままの石のるひなど又ハ家に畜ひたる鳥獸の子又ハ其毛や乳汁や蜜の類二にハ人の仕業によりて出来る得分として人の知慧と力によりて出来る物即ち海の水より搾ゆる塩、田畑より取入る品など三にハ民法上にて出来る得分とてぢかに其品より出来るにあらす其品に付て出来る貸金の利息、家、地面の賃貸などなり

住居の権とハ外の人の持家を自身が自由に遣ひ用ひ住居することなり

右、外の人の所持品を自身か自由に遣ひ用ゐ、又其品より出来る得分を自身へ取ると、外の人の持家に自身か自由に住居するとの三廉に有限といふことあり馬ならハ半日丈け乗ると限り菓物ならハ家族の入用だけ摘とると限り家ならバ幾間とか限りて住居する類をいふなり

第三 賃借の権とハ借料を出し土地を其所持人より借受け自身の自由に取扱ふことの致さるるをいふ併借主ハ此品を書入質とハ致されぬなり

又長期賃借の権とハ土地をハ其所持人より永年期(但し百年までのうち)の約定にて借り受け自由に取扱ふことなり此借主ハ毎年相当の借料を出し其地面を自身の持分と致し、時によりてハ此地面を書入質にも致すことが出来るなり若し借主が借料を払ハぬ時ハ所持人ハ其地面を取戻すことが致さるるなり其外の事にてハ取戻すことハ致されぬ訣なり

表面使用の権とて自身か所持せぬ土地に於て植物を致し建物を造るなどの致さるるものあり総てこの植物建物が自由に致さるるばかりにて其土地ハ我か物にてなきなり、なれとも其土地の表面を自由に致さるることばかりを売買し又ハ書入質とすることの致さるるなり

第四 土地の権とて自由に外の人の持地面を通り又其地に於て自由に馬などを放し牧ひ又ハ水を汲む為め自由に其地面を通り又ハ自由に其地面を見渡すことの致さるるなり

第五 保有の権とハ眞の所持人でハなれとも其品の所持人の名義で所持するをいふなり此所持方に二様

あり一ハ所持人の名義なくして品物を所持するをいふこれハ質借人、質取主、又ハ外の人の所持する其品を取扱ひ持主と同じやうに其品より出来る得分を自身へ取入れることの致さるる人などなり二にハ所持人の名目にて自身に所持するをいふなり例へハ真の所持人でなき者より品物を買入れたとひ自身の物と思ひ居るとも真の所持人ハ外にあり其品物ハ暫くも真の所持人の手を離れぬ類なり

右第一より第五までの五廉の場合にて自身か自由に致さるることハ第二編第一部の大切肝要とする所なり従たる物権即ち債主権の担保は左の如し

#### 第一 不動産の質入

#### 第二 不動産の質入

#### 第三 物品留置の権

#### 第四 先取特権

#### 第五 書入質

是等の権利を第四編の主眼とす

(註)従たる物権とて相手ハ誰彼によらずに品物を自由に致さるることが外によりて成り立ちものあり但し品物をハ引当にして貸借の約束を致し其約束通にすると請合たる上ハ其質取主手前にて其品物ヲ自由に致さるるなり其廉々ハ

民法成立史一斑(二)

#### 第一 持運ひのなる品物を質に取る

#### 第二 土地建物などの持運ひのなるぬ物を質に取る

#### 第三 外の人の所持せる品物を取押へて自由に留め置く

#### 第四 品物を分配する時自身ハ別段に外の人よりハ先

#### き取に致さるる

#### 第五 土地建物などの持運ひのなるぬ物を書入質に取る

右第一より第五までの五廉の場合にて自身か自由に致さるることハ第四編の大切肝要とする所なり

第三条 人権即ち債主権ハ特定の人か法律の聴許する原由に由り担任する物品の供給又ハ事を為さざることを得んか為めに他より特定の人に対して行ふべき者とす

是等の権利を本篇第二部の主眼とす

(解)人権とハ指し定めたる人に対して自身の自由に致さるるをいふこれを亦債主権ともいふなり此指し定めたる人に対して自身の自由に致さるるとハ指し定めたる人が旋に背かすして引受け持ち居る品物を自身へ仕送らせ又ハさし定めたる人のする事を致させぬなどを自身よりさし定めたる人へ対して自由に致さるるなり

是等の自由に致されることを第二編第二部の大切肝要とす

第四条 著述家技術家及び発明者其作り物を公けにし又ハ其作り物を再出し其発明を適施するに付ての權ハ別段の法律を以て之を規定す

(解) 著述家として始めて本に自身の言葉を書きあらハし又ハ人の言葉を其まま説き述へ或ハ人の作りたる本をうけて作る人が其作りたる本を世間に弘め、又技術家として画かき彫物師其外の細工人などの芸能ある人が其仕あげたる物を世間に弘め、又発明者として始めて便利の事柄などを考へ出したる人が其考へ通りの事柄を致すと、此三廉の事を自由に致さることハ此民法にハ拘らず別に掟の定まりを立てるなり<sup>(註)</sup>

第五条 物權、人權の諸權利ハ後条に記する区別の如く物品の性質又ハ人意又ハ法律上の規定より生ずる物品の種々の区別に從ひ変更せらるる者とす

(解) 物權とてぢかに品物を自由に致され人權とてさし定めたる人に向ひて自由に致さるるなどのいろいろの自由に致さるることが後の数箇条に記したる通りの分ちかあるなりいかかとなれハ品物の持前により又ハ人の用ひ方により又ハ掟によりての定め方によりて其品物にいろいろの分ちの付くに從ひ其自由に致し方もいろいろとかはるなり

第六条 物品に有形と無形との二種あり

有形の物品とハ土地建物獸類器具の如き(人の)身体上の感覺に觸るる者を云ふ

無形の物品とハ独り靈智の悟覺する者を云ふ即ち左の如し

第一 物權又ハ人權

第二 第四条に記載する文学上の所有權技術上の所有權又ハ製造上の所有權

第三 開始したる財産相續權但し死者の財産と負債とを併合せしものと看做したる財産相續の權

第四 解散したる会社及算定中の財産共通

(解) 品物に形あると形なきとの二いるあり

形ある品物とハ土地建物獸類器物のやうな人の身体に觸さはるものをいふ

形なき品物とハ只心にこたへ覺ゆるものをいふ即ち左の通なり

第一 相手ハ誰彼の差別なくぢかに品物を自身の自由に致され又ハさし定めたる人に向ひ品物を自身へ仕送らせ又ハ其人に事を致させ又ハ事をするを止めさせることの自由に致さるるなり

第二 第四条(十枚目のうら)に挙たる本を作る人が其本を世間に弘め又ハ其本より出来る得分を取り又ハ破り棄又ハ売渡し譲り渡すなどのことが自由に致さると、画人、彫物師其外の細工などの芸能ある



人が其仕上げたる品を世間に弘め又ハそれより出来る得分を取り又ハ破り毀ち、売渡し譲り渡すなどのことが自由に致さると、始て便利なる事柄などを考へ出したる人が現在に其事柄を致し又ハ世間に弘め又ハ其事柄より出来る得分を取り又ハ其事柄を廃てて仕舞或ハ売渡し譲り渡しなどか自由に致さるるなり

第三 はじまりたる身代相続の致さるる是ハ死去した

る人の身代と借財とをひきくるめての身代相続なり

第四 解けたる会社の品物の分配を受けらるると、まだ勘定の付かぬ品物の合ひ持ち

この第一より第四までの四廉の場合を皆形なき品物といふなり

第七条 物ハ其性質に因り又ハ所有者の定めたる用方に因り

又ハ法律上の規定に因り遷転するを得と否とに随て動産又ハ不動産とす

(解) 此箇条ハ第八条第九条第十条の荒増を挙たるものなり

さて物の持前鳥獸魚龜などのやうに<sup>(13)</sup>外の助けを借らすして独り飛ひ又ハ歩むものと、金銀珠玉衣服飲食物器物など人の力でなければ動くことのならぬ生ものてなきものとの差別なく此方より彼方へ持運ひのなる物を不動物とて持運ひのなる品といひ持運ひのならぬ物を不

民法成立史一斑 (二)

動物とて持運ひのならぬ品といふ次の第八条にその持前によりて持運ひのならぬ物を挙てあるなり

又元來持運ひのなる物なれとも其持主の遣ひ方によりて持運ひのならぬ物とかはるものありこれハ第九条に挙てあるなり

又物の自由に致さるることハ形なけれども、持運ひのなる物を自由に致さることをハ掟の定めによりて持運ひのなる物とし、又持運ひのならぬ品を自由に致さるることをハ掟の定めによりて持運ひのならぬ物とするなり第十条にその掟によりて持運ひのならぬ物を挙てあるなり

第八条 其性質に因り不動物たる者ハ土地に附著する物品

第一 地所堤塘丘阜及び土地の模様の変りたるもの

第二 繞囲の墻籬及び柵

第三 湖水池沼及び其他諸般の流水

第四 堤防溝渠及び其他凡て水を容納し又ハ引導する為

めに設けし工作物

第五 土地に附著する浴室水車風車水力を用ゆる機械又

ハ蒸氣を用ゆる機械但し其の用方の如何なるを問ハす

第六 森林及び土地に附著したる樹木矮樹及び其他の植

物但し種類の如何なるを問ハす

第七 果実及び収穫物但し其生熟に達したると雖も未だ

土地を分離せざるもの

第八 如何なる種類たるを問ハす金碓及石鉞但し其産物の尚ほ未だ地を離れざるもの

第九 何人の建てたると用方の如何なると定期の後ハ破却すへき者たるとを問ハす地に附着し又ハ地に支持したる家屋又ハ建築物但し第十二条に記する者ハ例外とす

第十 移動するを得るものたりとも凡て家屋の外部の闔扉及び其他緊要の附従物

第十一 天用水水を出入する為め又ハ瓦斯を引用する為め地面或ハ家屋に附著して設けし管

第十二 土地又ハ家屋又ハ移動するを得るものと雖も土地或ハ家屋の附従物に附著したる電気器

(解)物の持前より持運ひのならぬものとハ土地并に建物などの余所へ移すことの出来ぬものなり若し余所へ移すときハ毀たねハならぬものをいふなり(建物も土地に着かぬときハ持運ひのなる物とするなり)その持前により持運ひのならぬ物ハ左の通

第一 地面、堤土手、丘とて土の小高き箇所、其外いろいろ姿のかはりたる土地

第二 囲ひの土塀柴垣并に柵

第三 湖、池、沼、其外いろいろの流水

第四 堤、掘りたる溝、其外総て水を畜へ又ハ水を引

くための筧などの類

第五 土地に着きて拵へたる風呂場水車風車水の力を借るいろいろの器械又ハ蒸気仕掛のいろいろの器械この品々ハ其遣ひ方ハ如何様にて夫れにハ拘ららず皆持運ひのならぬものなり

第六 森林又ハ土地に著きたる大木小樹其外品柄ハ何にてもいろいろの植物(若し木を切り倒し植物を刈取れハ其切倒し刈取りたる丈ハ持運ひのなる品となるなり)

第七 総ての木実并に物成其品がよく熟してもまた土地より取離さぬうちハ持運ひのならぬ品なり(若し此所持人が死去すれハ是等の品は相続人の持分となるなり併所持人が死去せぬ内これを外の人へ売払置く時ハたとへ地面に着きてあるも持運ひのなる品と定む、又受作人が外より借り金のある時其金主ハ木の実又ハ物成を取押へ又ハ売払ふことが致されるこれ等の時も持運ひのなる品と見定めるなり)

第八 どのやうな品柄にてもまだ掘出さぬ金銀銅鉄るひまた掘出さぬ玉や石炭などのるひ(最早掘出せばその掘出したる分丈ハ持運ひのなる品とかはるなり)

第九 誰が建てたるか何の用に立てるか、いつまで建て置く限りがありて其時になれハ毀つものなるかを問合ハせず総て地面に著きて建てたる家又ハ地面より木を建て持たせ張り出し作りたる家其外いろいろの建物」後の第十二条に挙てあるものハ此類でなきなり

第十 持運ひのなる品にても惣て家の外廻りの戸締又ハ家の肝要の附添と致したる物

第十一 雨水遣ひ水を取入れ又ハ棄てる為め地面又ハ家に附けて拵へたる笕の類又ハ瓦斯を引くため地面や家へ附けて拵たる管

第十二 地面又ハ家に着たる越歴器械地面又ハ家に附添たる品に着たる越歴器械

第九條 用方に因り不動産たる物とハ即ち動物にして其種類の如何なるを問ハす又永久附屬せしむるものと其期限の定めなきものとを問ハす所有者の之を己の地面上に置き又ハ己の家屋内に置き或ハ以て其利益を得るの爲めにし或ハ以て其所用の爲めにし或ハ以て其裝飾の爲めにする物をいふ左の物ハ反対の証拠有らざる時ハ用方に因り不動産と思量すへし

第一 負載の用に供すと牽挽の用に供すとを問ハす土地の耕作又ハ其利益を得る爲めに附著せしめたる牛馬

民法成立史一斑 (二)

第二 肥料に用ゐる為め土地に投げたる獸糞

第三 農業の器具

第四 土地耕作の用に供する種子、糞肥料但其品の其土地より生したると否とを問ハす

第五 養蚕場の利益を得ん為めに供する蚕種

第六 樹木を扶持する為めに供する架、支柱及竹

第七 農業の産物を化成し又ハ価値を生せしむる爲めに用ゐる榨め器、釜、蒸溜器、桶、樽の如き諸器具

第八 工業場の利益を得る爲めに設けたる諸器械及器具

第九 土地の永久の用に供する舟上の浴室、渡船又ハ舟、小舟

第十 (空白)

第十一 其家屋に住する人無き時及人の使用に供する他の動物を包含せざる時の畳及家屋の内部の闔扉又ハ部屋の仕切を為す障子襖

第十二 修復に付家屋より分離せしめたる材料にして後に復置す可き者

第十三 池沼中の魚巢中の蜜蜂及鳩舎中の鳩

(註) 遣ひ方に由りて持運ひのならぬ物とハ元來持運ひのなる品にてどのやうな類のものにても、又久しく地面又ハ家などに著けて置くと、其著けて置くことかいつ迄とも期限の定めなきとに差別なく、所持人がこれを自

身の地面に置き、又ハ自身の家の内に置き、或ハそれを以て得分を取るためにし、或ハ遣ふためにし或ハ飾のためにする物をいふ。

左に挙たる物ハ元來持運ひのなる品なれとも別段事替りたる道理がなき時ハ遣ひ方によりて持運ひのならぬ物なり（遣ひ方によりて持運ひのならぬ物ハ左に挙たる物ばかりにてハなし茲に挙たるハただ其例を知らせるばかりなり）

第一 荷物を負ハせるためと車などを挽かせるためとの差別なく土地を耕へし又ハ其得分を取るために地主又ハ地主の後見人より地面に着けて置く牛馬、又ハ耕作のため地面とともに小作人へ貸渡し置く牛馬（若し借りたる地面に小作人の置く牛馬ハ持運ひのなる物とするなり）

第二 肥物コトモツを取るため地面に置く獣の類

第三 百姓ヒヤクシヤウの鋤鎌ウツリなどいろいろの道具

第四 土地を耕作するに付て入用の種物、糞、肥物

この種物などハ其土地より出来たと外の土地に出来たとの差別なし

第五 蚕を養ふ場所に得分を取るため備へ置く蚕の種

紙

第六 樹木を支へ持たせるために用ゐる架又ハ支へ持

たせる柱又ハ支へ持たせる竹

第七 百姓が産物に手を尽し品柄を換へ又ハ直段チキョウの出るやうにするために入用の搾め道具、釜、蒸溜器、桶、樽などのいろいろの道具

第八 利分を取るため商ひ品を拵へ其外一切の仕事場に据置くいろいろの器械并に道具

第九 其土地に永く入用のための舟の上の風呂場、渡し船、又ハ舟、小舟

第十 〔空白〕

第十一 家の中に人の住居せぬ時又ハ人の遣ひ用ゐる持運ひのなる品物を入れ置かぬ時其家の畳并に家の内廻りの戸締り又ハ家の仕切りをしてある障子襖

第十二 修復をする時一旦家より取離し置けとも後にハ元の所へ入れるへき材木

第十三 池や沼の中に住む魚、房の中に居る蜜蜂、并に鳩舎の中の鳩（魚や鳩が自然に外へ移りて住む時ハ其移り住む所の地主の所持物となるなり）

第十条

第一 法律の定めにより不動産たる物ハ左の如し

第二 不動産に付ての物権を己れに得又ハ之を己れに取戻すを目的とする人権即ち債主権

第三 国債及其他の動産に係る債主権にして法律上の定

めに因り之に不動産の性質を附与せしもの又ハ法律上の定に従ひ人民の之れに不動産の性質を附与せしもの(解)形なき物なれとも掟によりて持運ひのならぬ物と定めたるものハ左の通

第一 上の八条九条に載たる形のある持運ひのならぬ

物を相手ハ誰彼によらず自身の自由に致さるるなり

第二 持運ひのならぬ品物に付て相手ハ誰彼の差別なく自由に致さるることか自身に致され又ハ其持運ひのならぬ品物を人より自身へ取戻すことを目当とし指定めたる人に対して自由に致さるるなり

第三 国債とて国のために用立置たる今の公債のやうなる国へ向けての貸し方并に其外の持運ひのなる物に付て債主権とてさし定たる人に向ひて自身か自由に致さるることをハ掟によりて持運ひのならぬ物と定め又ハその自由に致さるることをハ掟によりて人々か銘々にて持運ひのならぬ物と定む

第十一条 性質に因り動産たる物とハ獸類の如き自から運行するを得るものと不活動物の如き他の力に因り遷転するを得るものとを云ふ但し第八条及第九条に記する者ハ例外なりとす

(解)持前により持運ひのなる物とハ鳥獸魚龜の類の独り手テマに飛び歩み泳ぎなどをするものと、活ものでなき金

銀衣服飲食物器物などにて外の力を借りて此処より彼処へ移し運ハせる事の出来るものをいふなり但し第八条并に第九条に挙てあるものハ格別のものなり

第十二条 所有者の用方により動産たるものとハ仮りに一時の主眼の爲め土地又ハ建物に附著せしめたるものを云ふ即ち左の如し

第一 建築の足場及支柱

第二 建築中材料及び工丁を蓋ふ爲めに設けたる小屋

第三 培樹人又ハ園丁の壳鬻く爲め地に於て培養し又ハ保存する樹木、矮樹及花卉

(解)所持人の遣ひ方によりて持運ひのなる物とハ仮りに一時の囿りにて地面や建物に附けて置くものをいふ即ち左の通

第一 建物を造る時の足場并に支へ持たせる柱

第二 建物普請中の材木小屋又ハ大工などの小屋

第三 植木屋又庭作り人の売出す爲めに地面に植付け育て又ハ貯へ置く大小の樹木并に草花

第十三条 法律上の定めに因り動産たる物ハ左の如し

第一 上に記したる有形の動産に附ての物権

第二 金額消耗品商品又ハ其他有形の動産の所有権を得又ハ取戻すを以て目的と爲す人権即ち債主権但し不動産を以て其人権を担保したる時と雖も亦同一なりとす

第三 他人より物品の供給を得んと要め又ハ他人をして一箇の事を行ハしむるを要め又ハ不動産に係る権と雖も一箇の権利を行ふを制止するを要むるを以て其目的と為す債主権

第四 無形人を為す民事会社又ハ商事会社の解散する時に至るまで其会社に於ける権利但し不動産の右の会社に属する時と雖も亦同一なりとす

第五 第四条に記する著書の所有権技術上の所有権及び製造上の所有権

(解) 掟の定により持運ひのなる物ハ左の通

第一 十一条(廿六枚目にあり) 十二条(一枚目にあり) に準たる形ありて持運ひのなる物をバ相手ハ

誰彼によらず自身の自由に致さるるなり

第二 金子、消耗品として総て遣<sup>つ</sup>ひハ減る飲食する物なとの類、総ての商ひ品又ハ其外形ある持運ひのなる品物を自身に所持して自由に致さるることの出来又ハ右品々を取戻すことを目当としてさし定めたる人に向ひて自身の自由に致さるるなり但し持運ひのなるぬ物を引当にして貸借の約束を致し其約束通りにすると請合たる上ハ其買取手前にて其品物を自由に致さるることも又右に同じ

第三 外の人より品物の仕送りをさせることを求め又

ハ外の人にひとつの事をさせることを求め又ハ外の人<sup>が</sup>持運ひのならぬものに付て自由にする<sup>こと</sup>をハ自身よりさし止めることを目当としてさし定めたる人<sup>に</sup>対して自身の自由に致さるるなり

第四 形ハなけれども形ある人と同じ働きを持ちたる民事会社(人民にて土地を開墾し又ハ鉱山を掘るため取立たる会社) 商事会社(品物を売買交易の爲めに設けたる会社) 右両会社のうち孰れにても其解たる時まで其会社に於て自由に致さるるなり但し持運ひのならぬ物を会社に於て自由に致さるる時も右に同じ

第五 第四条(十枚目に見ゆ) に準たる始て本を作る人が其作りたる本に付て自身の自由に致され又技術家として画人彫物師其外細工人などが其芸能に付て自身の自由に致され又始て考へ出したる品物を拵へるに付て自身の自由に致さるるなり

右第一より第五までの五條が掟によりて持運ひのなる物なり

第十四条 開始したる財産相続解散したる会社又ハ算定中の共通財産の分派を得る権の動産又ハ不動産たる性質ハ各關係人が分派の時<sup>に</sup>受くる所の財産の性質に依りて定めらるるものとす

双方の中一方の扱みに任せ動産又ハ不動産を目的と為す二箇中の一を撰む可き債主権の性質も亦た弁済の時に渡したる財産の性質に依り定めらるるものとす

(解) 始まりたる身代相続(始まりたる身代相続とハ身代を所持する者の死したるにより相続の事件の起るをいふ)の分配を受けらるると、解けたる会社の品物の分配を受けらるると、まだしかと分配方の決算の付かぬ合ひ持の身代の分配を受けらるると此三廉ハ持運ひのなる品を受けらるか又ハ持運ひのならぬ品を受けらるかハ皆其人が分配を受ける時其受けたる品柄によりて定めるなり但し持運ひのなる品を受くれハ是れを持運ひのなる品を自由に受けらるると定め又持運ひのならぬ品を受くれハ持運ひのならぬ品を自由に受けらるると定めるなり

双方に人あり一方の撰ひに任せて一方の人より持運ひのなる品物と持運ひのならぬ品とを目当として此二品のうち何れかひとつを扱みて自由に受取ることの致さるるときも亦その受取たる品が持運ひのなる品ならハ持運ひのなる品を自由に受取らるると定めその受取たる品が持運ひのならぬ品ならハ持運ひのならぬ品を自由に受取らるると定むるなり

第十五条 物品ハ其附属する他の物に附加すること無くして

民法成立史一斑 (二)

完全の便益を有すると否らざるとに依り主たるもの有り又ハ従たるもの有り

故に用方に因る不動産ハ性質に因る不動産の附従なり又土地の権利ハ権利ある地の附従なり又担保即ち債主権の保証ハ其債主権の附従なりとす

主たる物品の所有を転移したる時ハ其附従たる物の所有をも亦共に転移したるものとす但し反対を明言したる時ハ此限に非ず

(解) 品物が外の品へ付くとも附加として其品へ付き加はりて其品と同様になることなく別立ちにて急度用立つものを主として重立たる品物といふ、外の品へ付き加はりて別立ちにならぬものを従として付添ひの品物といふなりこの故に遣ひ方によりて持運ひのならぬものハ持前より持運ひのならぬ物の附添なり又地面を自由に致さるることハ其自由に致さるる地面の附添なり又ハ地面などの持運ひのならぬ品を書入質入として貸借する時その借り人が貸し人へ対し若し返済を滞れハ書入質入の品を差押へられよと請合を立たる時ハ此請合が貸借の附添ひものなり

主として重立たる品物を所持することを外の人へ渡せば其附添ひ物の所持をも亦其人へ渡したるものとするなり但し別段事替りたる道理が発揮ついでとする時ハ格別の

ことにて附添ひ物の所持丈けハ渡さぬことにならるなり  
 第十六条 凡そ物品ハ一個物即ち確定物として之を看るを得

可く例へハ一個の家一個の田一頭の獸と云ふか如し又重量  
 員數又ハ尺度の定まりたる高を以て之を看るを得へく又た  
 多少類似する物品の聚集を以て之を看るを得へく例へハ獸  
 群書庫中の書籍倉庫中の商品と云ふか如し又家産の全部又  
 ハ一部を組成する財産の全部を以て之を看るを得へく例へ  
 ハ遺留財産の総同産又ハ総不動産或ハ遺留財産の全部又ハ  
 其遺留財産の一部是なり

(解) 総て品物ハ一ツの物となして見る時あり例へハ一軒の  
 家一枚の田一匹の獸となり又品物を其重み又ハ數又  
 ハ丈尺の定まりたる高にて見ることあり例へハ重み何  
 斤といひ數にてハ金何円といひ丈尺にてハ絹何反布何  
 匹といふなどなり又よく似たる品物の集まりあるを引  
 くるめて見る時あり例へハ牛馬羊豚などいろいろ獸の  
 居るを指して獸のむれといひ、いろいろ標題の替りた  
 る本のあるをさして文庫の内の本と云ひいろいろ替り  
 たる品物がありても藏の内の商ひ品といふ類なり又ハ  
 悉皆の身代又ハ身代のうち一ト口を組立るいろいろの  
 品物を一ト纏めにして見る時あり例へハ死したる人の  
 残し置たる身代の内総ての持運ひのなる品又ハ総ての  
 持運ひのならぬ品といひ又ハ死したる人の残し置たる

悉皆の身代といひ又ハ死したる人の残し置たる身代の  
 一ト口といふ類なり

第十七条 物品に最初の使用に因り消費す可き性質のもの  
 と消費せざる性質のものと有り此區別ハ後の第二章に云ふが  
 如く入額所得權の事に於て重立たる適用を受くへし

(解) 品物に遣ひ用れハ直ぐに減る持前のものと遣ひ用ゐる  
 とも減らぬ持前のものとあり例へハ金子や飲食物の類  
 ハ遣ひハ減る持前のものなり此等の減る持前の物の外  
 ハ皆遣ふとも減らぬ持前のものなり

右の通り遣ひ用ゐれハ減るものと減らぬものと両様に  
 差別を立てるハ後の第二章(卷 枚目にあり)に挙  
 てるある通り入額所得權とて外の人の所持する品を取扱  
 ひ持主と同じやうに其品より出来たる得分を受取るこ  
 とを致すに付て重立て入用のことなり

第十八条 物品ハ双方の意思又ハ法律の定めに依り同種の物  
 品を以て之に替え得可きと否らさるとに因りて度量す可き  
 物あり又た度量す可からざる物あり

高の物品と最初の使用に因り消費する物品ハ概して度量す  
 可き物と看做す可し

(解) 品物に双方の存寄又ハ掟の定めによりて同じ品柄の物  
 をハ替りにすることの出来る品物ありこれハ価などを  
 見積られる品物なり双方の存寄又ハ掟の定めによりて



同じ品柄の物を以て替りに致されぬ品物ありこれハ価などを見積られぬ品物なり金高井に遣ひ用れハ直に減る飲食品などハ総て価などを見積られる品物と定むべし

第十九条 物品ハ形体上又ハ無形上之を分別し得ると否などに従ひ分つ可きものと分つ可らざるものと有り

土地の権利書入質の権又ハ其他物権を以てする債主権の担保及び事を為す可き義務中の或者又ハ事を為す可らざる義務中の或者ハ性質に因り分つ可らざるものとす

物品の一部の供給を以てハ双方の目的と為す便益を達し得可らざる時ハ双方の意思に因り分つ可らざるものとす

(解)品物ハ形あるも形なきもこれを分けることの致されりと分けることの致されぬとに従ひ分けるものと分けられぬものとあり

土地の権利として自由以外の人の地面を通り又ハ其地に於て牛馬などを放し養ひ又ハ水を汲む時自由に通ハれ又ハ自由に其地面を見渡すことの致さるるなりこの自由に致さるることのうち一ツにても外の人へ分けて貸すことハ出来ぬなり又書入質の権とハ金を貸すものが其返済を随にせんが為め借り主の土地や家を引当とし置くことをいふ例へハ田地一町を書入として金千円を借り其後借り主より金五百円を持来り田地五反を取

戻さんことを懸合ふも一町の田地ハ分けられぬなり又持運ひのなる品物を引当とし金子貸借の約束を致したる時も其引当品を分けられぬなり又ハ人に對して是非とも致さねハならぬ事のうち分けらるることもあれとも引分けることのならぬものあり例へハ大工二人組合て家一軒を幾日までに建て上ると日限の約束を定め引受けたる後内一人ハ病氣なるも定めたる日限までに全く建て上げねハならぬなり、一人の無事なる者より其半分丈を建て外半分ハ一人の病氣ある者の引受ゆへ私ハ拘はらぬとハ謂ハれぬ筋なりこれを引分けられぬと云ふなり、又ハ人に對して是非とも致されぬ事のうち引分けらるることもあれとも引分けることのならぬものあり例へハ甲太か千坪の持地のうち五百坪を乙次等三人のものへ売渡したりしかるに甲太の地面にハ樹木なく三人の買取地面にハ樹木あり因て甲太より見渡しのため何年の間その樹木を伐取らぬことを双方約束せし上ハ三人のうち一人も其木を伐取られぬなりこれを引分けられぬといふなり

右土地の権利より下の廉々ハ皆持前に依り分けることの致されぬものなり

第二十条 人の所有に属せざる物品ハ無主のもの又ハ共同のものなり

無主の物品ハ山野の獸類、自由に生活する禽鳥、河海の魚類なりとす

特定の主なき不動産物ハ國に属すへし相続人無き死者の遺留財産も亦タ同一なりとす

共同の物品とハ其所有權の何人にも属せずして其使用の諸人に属するものを云即ち大氣、河川の水、大海是れなり

(解)人の所持せぬ品物に持主のなきものあり又國中総持のものあり

持主のなき品物とハ山や野に住む牛馬狐兔などと總ての獸、又人の養を受けず己れが自由に餌を求め飛かける鶴雁鴨燕雀などと總ての鳥又ハ人の養を受けず河や海のうちに住む總ての魚なり

さし定まりたる持主のなき不動産物として外へ持運ふこととの致されぬ土地や樹木山川などハ日本全國の持分なり又相続をする親類の者のなき遺留財産として死したる人の残し置たる身代品物も亦日本全國の持分なり

國中総持の品物とハ其所持人ハ誰とも定めずして誰にても遣ひ用ゐらるる空氣や大河小川の水、大海なり

第二十一条 人民に属せざる物品を國の使用又ハ國の公務に供する時ハ之を公領とす即ち

内海、毎年最高の潮水の至る所迄の海岸の地

道路、河川、溝渠、及鐵道

城寨、塁及其他戰鬪場の防守地

陸海軍の造兵所及造兵所に在るの軍器、軍兵の機械、大砲に必用なる物、及び軍用物等の類

軍艦兵用運送船及其他國の海軍を組成するもの并に其附屬品

皇居、府庁及中央行政官庁及州邑の行政官庁寺院、墓地及其他宗教の用に供する地

書籍館、博物館、学校及其所蔵の聚集物懲治所、獄署、兵營、病院

(解)人民として華土族平民の持分でなき品物を國にて遣ひ用ひ又ハ國の用に立てる時ハこれを公領として一人一己の持分でなく公けの持分といふなり基品物ハ

内海として日本の陸に添たる海、年々至極潮の高き時其潮の来る所までの海ばたの地

道路として大道、又ハ小路、大河小川、田地などへ水を引く為め又ハ舟にて物を運ふため掘りたる溝、并に鐵道として蒸氣車を通ハす為め鑿を敷きたる道

城として高く土を築き軍兵を置く所、寨壘を二字ともとりてと讀みて木の柵を建又ハ土を盛り敵を防ぐ為に拵たる所、并に其外戰場としていくさ場にて敵を防ぎ味方の守りをする地

造兵所として陸軍海軍(陸軍とハ陸にて戦ふへき軍勢を

いひ海軍とハ軍艦にて海へ乗り出し戦ふべき軍勢をいふなり）に用ゐる劍や銃炮などの類を拵へる所、并に其造兵所にある劍銃炮など軍に用ゆるいろいろの道具、軍兵に入用の品物、大砲とおぼづつに付て至極入用の品物并に軍に入用の品物などの類

軍艦とていくさに用ゐる大船、軍に付て入用の物を運ぶ船、并に右に拵たる外に海軍を組立るに付入用の品々、并に其の附添ひの品

皇居とて天子の御居所、府庁とて（約一〇字分空白）并に中央行政官庁とて太政官をはじめ大蔵省内務省などの八省并に府県の庁、郡区の役所

寺、墓場、并に其外神道仏法の説教場

書籍館とて和漢西洋の本を集めて人々の望に任せ読ませる為め建たる所、博物館とて人の智慧を益す為め広く諸国の品物を集め人に観せる所、国より建ててある学校、并に其書籍館博物館学校などに集め貯へてある品物

懲治所とて幼年のものなどの罪を犯したる時懲らしめ為め入れ置きて教ゆる所、牢屋、兵隊の営所、国より立てある病院

第二十二條 国州又ハ邑の私領とハ此等の無形人が各人の有すると同一般の名義にて所有する物品にして金錢を以て価

を算定し得可き收穫を得るに供するものを云即ち左の如し

海水の退去したる地国州邑の森林及牧地

海河上及地上の遺失物の所有ハ特別の法を以て之を定む

む

（解）日本全国又ハ府県郡区などハ形ある通例の人の通りの働を持ち居りて品物を所持して自由に致さるるものなるかゆへに無形人とて形なき人といふなり此形なき人が通例の人の所持すると同じ名義にて所持する品物より金錢で価を定めらるる品の出来るものを日本全国又ハ府県郡区などの私領とて其自分持なり故に此形なき人の自分持ハ外の人へ売渡すなどのことが致さるるなり其品物ハ左の通りなり

是迄潮の來たる所なれとも潮道かはりて水のひきたる海ばたの地面（この地面ハ畑と致し其作り物を金錢に見積らるるなり）、日本全国又ハ府県郡区などにて持てる森林とて木の多く生茂りたる所（森林ハ切り出す材木を代金に見積らるるなり）、牧地とて牛馬などを放し養ふ所（この牛馬ハ代金に見積らるるなり）

遺失物とて落し物に海と河と地上の三通りの差別あり、海の落し物ハ難船の時沈みたる品物又ハ船を輕めて難船を通れん為め海へ投入れたる品物などの類をいひ、河の落し物とハ水底より引上げなとせし品をい

ひ、地上の落し物とハ道路其外の地へ落しある品をいふ、右総ての落しものの所持方のことハ別段に法を立ててあるなり

第二十三条 物品ハ私の所有權又ハ債主權の主眼となり得ると否とに従ひ或ハ物品の所有者が之を私の契約の主眼と為し得ると否とに従ひ売買す可きものあり又ハ売買す可からざるものあり

売買す可からざるものとハ公領の財産及び開始せざる財産相統、尊号、爵位、公けの職務、文武の養老金の如き公同靖寧の利益の爲め法律上にて其売買を禁するものを云ふ

(解) 品物ハ所有權として自身の所持と定めて自由に遣ひ用ひ又ハ其品より出来る得分を取り又ハ其品を売り渡すこととの致され又ハさし定めたる人が掟に背かす持ち居る品を自身へ仕送らせ又債主權としてさし定めたる人に事を致させ又ハ其人のする事を致させぬなどのことが自由に致さるる物ハ自身一己にて売買の致さるる品なり若し右に拵たる事どもを自由に致されぬ物ハ自身にて売買致されぬ品なり又所持人が金銭貸借の約束を致すに付て引当と致される品ハ自身にて売買の致さるる品なり引当と致されぬ品ハ自身にて売買の致されぬ品なり売買致されぬ品ハ日本全国總持の品物(マツ) 枚目第二十一条に拵てある品のたくひなり) 并にまだ始まら

ぬ身代相統(まだ始まらぬ身代相統とハ例へハ甲太が身代を所持し乙次ハ甲太の死したる後ハ其身代を相続すへき訣なれどもまだ其身代を相続せぬさきをいふ)、皇族華族士族などの唱、一位より八位までの位階、役人の勤向、文として書き物などをし武として軍事に付て役人となり居たる人の年寄て役を止めたる後は迄の勤めたる功などによりて養老金として年々の賜ハリ金、是等の品々をハ国中の穩なる爲め掟によりて其売買を差止めありしものをいふなり

第二十四条 物品に所有を転移すへきものと転移す可らざるものとあり

定限ある入額所得權、家屋住居の權、權利ある土地と別視したる土地の權利、砒山開発の免許及其他政府の允許したる特權ハ一般に売買するを得可きものと雖も所有を転移す可からざるものとす

(解) 品物にそれを所持することを外の人へ渡さるるものと外の人へ渡されぬものとあり

其所持することを外の人へ渡されぬものハ左の通り  
定限ある入額所得權とてどれ程とか取扱ふ際限(田地ならハ何反何畝歩と限るたくひなり)を立てて外の人  
の所持品を取扱ひ持主と同じやうに其品より出来る得分を取ることに致さるる時これを取扱ひ得分を取るこ

と丈ハ外の人へ売買ハ出来れとも其品を所持すること  
ハ外の人へ渡されぬなり又外の人の特家をどれ程とか  
際限を立てて(二階丈を住居するなどを云ふ)自身か  
自由に住居することハ外の人へ売買ハ出来れども其家  
を所持することハ外の人へ渡されぬなり又土地と其土  
地を自由に遣ひ用ゐると此二つを分けらるる地を地主  
と示談の上其地を遣ひ用ゐて居る時(外の人<sup>の</sup>の地面に  
貸りて牛馬を放し養ふなどのたくひ)ハ其地を遣ひ用  
ゐる丈ハ人へ売買することハ出来れとも其土地を渡す  
ことハ出来ぬなり又鉱山とて金銀銅鉄并に石炭などを  
掘ることの免許を受け又其外官省より別段の許を受け  
たる上ハ其許を受けたる丈ハ売買ハ致さるれとも其外  
鉱山の地元なとハ外の人へ渡されぬなり

第二十五条 物品ハ其所有者の債主か其代金を以て償還を得  
る為め強売を要求し得ると否とに依り差押ゆ可きものたり  
又差押ゆ可らざるものたり

売買す可からざる物及ひ所有を転移す可らざるもの及其他  
法律又ハ人意を以て差押を禁するもの即ち國より得る年金  
及設立者の差押ゆ可からすと明言したる畢生間の年金又ハ  
養料ハ差押ゆ可からざるものとす

(解) 品物ハ其所持人の金主が其品の代金を以て返金させん  
が為め強てそれを売らせることの致さるるものあり強

て売らせることの致されぬものあり、強て売らせるこ  
との致さるる品ハ差押へらるるものなり、強て売らせ  
ることの致されぬ品ハ差押へられぬものなり

第二十條第二十一条に挙てある國中總持の品又ハ國の  
持分の品、并に第二十四條に挙てある所持することを  
外の人へ渡されぬ品、并に其外掟又ハ人の存寄にて差  
押ゆること<sup>の</sup>の致されぬものと定めたる品、この差押ゆ  
ることの致されぬ品とハ國より受取る年金(第二十三  
條に挙たる役を止めて後その勤めたる間の功によりて  
年々金を賜ハるをいふ)、并に初発年金を取極めたる者  
が差押へることハ致されぬと明らかに云ひたる生涯の  
年金(甲太の生涯乙次より毎年金何程つつを送ると定  
めこれハ如何なることあるとも差押ゆることハならぬ  
と明らかに云ひ置きたるものを云ふ)、又養料とて身代  
を相続したる者より先の身代主の親類などへの送り金  
又ハ何人<sup>に</sup>ても其親類の者などの暮し方を助けるため  
の送り金

右に挙たる類ハ金主より差押へられぬものとするなり

注(1) 司法省用箋(二〇行野紙)使用、手書き。作成時期・

起案者等は不明。

なお、変体がなを普通のかな文字に改めたほか、行頭

を揃えたり割注をカッコ内一行で示すなど、体裁を若干整えた。濁点や送りがないの使用法が統一されていらないが、そのまま転記した。意味不明の語句や文章にも特に手を加えなかった。訂正の記入がある箇所については、もっぱら訂正後の表記に従った。

- (2) 欄外に「即ち身代品なりこの身代品に動産とて持運ひ致さる品あり不動産とて持運ひ致されぬ品あり」との朱字の書込みがある。訂重用と思われるが、前後の文章がうまくつながらないので、本文には組み込まなかった。
- (3) 欄外に「国字解十七号ノ十一丁」との朱字の書込みがある。

- (4) 「国字解十七号二十三丁」との朱字の書込みがある。
- (5) 「同上」との朱字の書込みがある。
- (6) 欄外に「坭薩陀氏訳文」との朱字の書込みがある。
- (7) 欄外に「同上」との朱字の書込みがある。
- (8) 「国字解十七号二十六丁」との朱字の書込みがある。
- (9) 「同二十七丁」との朱字の書込みがある。
- (10) 欄外に「商品其外物品」との朱字の書込みがある。
- (11) 「書入質ノ品物ナトナリ」との朱字の書込みがある。
- (12) 「いかかなれハ本を作りたる人、始て便利の事柄を考へたる人などの納得なくして外の人か其本を世間に弘め又ハ便利の事柄を致せハ贖物を致したる罪あり因て損

金を出し其上刑を受ける筋あるかゆへに民法には拘ハラぬなり(ホアソナード註釈書十一丁背)」との付箋がついている。

- (13) 「仏民法五百二十八条」との朱字の書込みがある。

#### 前号の補充および訂正

- (1) 資料二〇四については、向井健教授にもう一編の業績があることを——まことに迂闊な話ながら——後になつて知った。法学研究五八巻一二号(昭和六〇年)に掲載された「明治十二年・民法人事編草案——新たな民法人事編草案——」がそれであり、解題とともに三〇四および四の翻刻もなされている。先学への非礼を深謝し、ここに引用させていただく次第である。

- (2) 資料二〇四中、フランス語読みのルビは必ずしも正確ではないし、統一もされていないが、特に手は加えなかった。なお、印刷の都合上、ルビの「キ」「エ」「井」「子」は、それぞれ「イ」「エ」「イ」「ネ」と表記した。

- (3) 次の箇所に誤記があった。お詫びして訂正したい。

三〇二頁下段五行目 「身分簿」  
ルビ「身分簿」  
ルビ「身分簿」  
 冊」↓「身分証書ノ簿」

同 一五行目 「且」↓「且ツ」  
 三一頁下段二〇行目 「苛虐」↓「苛虐」

三一三頁下段一九目  
三二一頁下段五行目  
三二六頁上段四行目  
委任状」

「シユルベイエ監督スル」↓「シユルベイエ監督スル」  
「ヘシ」↓「ベシ」  
「名代の委任状」↓「名代ノ